

新潟社会人バドミントンリーグ戦 大会運営要領

- 第1条 機 関 本会は新潟社会人バドミントンリーグ戦を円滑に運営する為に実行委員会を置く。
- 第2条 運 営 本リーグの運営は支部協会の規約に則って実行委員会があたる。
- 第3条 役 員 本リーグ実行委員会は、支部協会理事及び本リーグの参加者より選任する。
- 第4条 役員構成 本実行委員会には下記の役員を置く。
・実行委員長 1名 ・副実行委員長 若干名 ・専門部役員 若干名
・各部リーグ代表者 各1名 ・監事 1名
- 第5条 役員選出 本リーグ実行委員長は実行委員会で選出して支部協会の承認を得る。
なお副実行委員長・専門部役員は実行委員会が選任する。
各部リーグ代表者は、前年度各リーグの第三、四、五、六位チームから選出する。
選出方法は実行委員会が決める。(奇数リーグ・偶数リーグ隔年とする)
- 第6条 役員任期 役員任期は2年として再選を妨げない。
- 第7条 会 計 本リーグの運営費は大会参加料、その他の収入を以てこれに当てる。
- 第8条 会計年度 本リーグの会計年度は1月1日から、12月31日とする。
- 第9条 会計承認 本リーグの会計決算は実行委員で承認し、支部協会に報告する。
- 第10条 補 則 運営要領の改正にあたっては実行委員会で審議し、実行委員の3分の2以上の賛同を必要とする。
- 附 則 本要領は平成9年3月1日より施行する。